

静岡県立大学短期大学部実習連絡調整委員会細則

平成 21 年 7 月 1 日 細則第 38 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成 19 年 4 月 1 日 規程第 100 号)第 9 条の規定に基づき、静岡県立大学短期大学部実習調整委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 4 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる各学科及び専攻ごとに 1 人とし、それぞれの学科又は専攻において選出するものとする。

- (1) こども学科
- (2) 歯科衛生学科
- (3) 社会福祉学科社会福祉専攻
- (4) 社会福祉学科介護福祉専攻

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる各学科の実習の事項について連絡調整をする。

- (1) 実習指導体制に関する事項
- (2) 実習の企画及び立案に関する事項
- (3) その他実習に関し必要な事項

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が、委員会にやむを得ず欠席するときは、代理人を出席させなければならない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、学生部学生室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。